

会計	27	老人保健費特別会計
款	1	医療諸費
項	1	医療諸費
目	1	医療給付費

所管課	市民課
事業名	診療報酬等給付費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,372	653		653			653	▲ 719
財源内訳	国	457	217	217			217	▲ 240
	県	114	54	54			54	▲ 60
	市債							0
	その他	687	327	327			327	▲ 360
	一般財源	114	55	55			55	▲ 59

事業概要	被保険者が平成20年3月までに受けた診療に係る診療報酬、調剤報酬等の保険者負担分の療養給付費を負担する。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者が平成20年3月までに受けた診療に係る診療報酬、調剤報酬等の保険者負担分の療養給付費を負担する。		
現状と背景	老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まった。	その他	

会計	27	老人保健費特別会計
款	1	医療諸費
項	1	医療諸費
目	2	医療費支給費

所管課	市民課
事業名	高額療養費等現金給付費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	303	120		120			120	▲ 183
財源内訳	国	101	40	40			40	▲ 61
	県	25	10	10			10	▲ 15
	市債							0
	その他	151	60	60			60	▲ 91
	一般財源	26	10	10			10	▲ 16

事業概要	1ヶ月の医療費の自己負担額が高額となったときに限度額を超えた額を高額療養費として支給したり、コルセットなどの装具を作った費用のうち保険者負担分を療養費として支給したりする。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者が平成20年3月までに受けた診療に係る高額療養費や療養費の保険者負担分を負担する。		
現状と背景	老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まった。	その他	

会計	27	老人保健費特別会計
款	1	医療諸費
項	1	医療諸費
目	3	審査支払手数料

所管課	市民課
事業名	レセプト審査支払手数料
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	14	2		2			2	▲ 12
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	14	2	2			2	▲ 12
	一般財源	0	0		0			0

事業概要	被保険者が平成20年3月までに受けた診療に基づき、医療機関等から請求されたレセプト(診療報酬明細書)に係る審査及び代行支払の手数料を審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会)に支払う。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者が平成20年3月までに受けた診療に基づき、医療機関等から請求されたレセプト(診療報酬明細書)に係る審査及び代行支払の手数料を審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会)に支払う。		
現状と背景	老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まった。	その他	

会計	27	老人保健費特別会計
款	2	諸支出金
項	1	償還金
目	1	償還金

所管課	市民課
事業名	負担金等精算分償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		1			1	0
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	1	1		1		1	0

事業概要	療養給付費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金や国・県の負担金を精算した結果、市が多く受領していた場合に差額を償還金として返している。	今年度見直し事項	
事業目的	療養給付費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金や国・県の負担金を精算した結果、市が多く受領していた場合に差額を償還金として返している。		
現状と背景	老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まった。	その他	

会計	27	老人保健費特別会計
款	3	公債費
項	1	公債費
目	1	利子

所管課	市民課
事業名	借入金利子償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		0			0	▲ 1
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	1	1		0			0

事業概要	資金不足が生じた際に資金不足を一時的に補うために借り入れる一時借入金の利子を償還する。	今年度見直し事項	
事業目的	資金不足が生じた際に資金不足を一時的に補うために借り入れる一時借入金の利子の償還する。		
現状と背景	老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まった。	その他	